

**津幡町水稻農業経営継続支援金
(電気料金高騰対策)
申請要領**

申請期間

**令和5年10月 5日(木)から
令和5年12月28日(木)まで**

目 次

I. 本事業の概要・支給対象	1-2
1 目 的	1
2 交付対象者	1
3 支援金の額	1
4 交付対象生糶重量	2
II. 申請に必要な書類	3
III. 記載例	4-6
1 申請書兼実績報告書	4
2 誓約書	5
3 請求書	6
IV. その他	7
問合せ先	7

I. 本事業の概要・支給対象

1. 目的

石炭等発電用燃料価格の世界的高騰を踏まえた国内電気料金の大幅値上げにより、水稻の農業経営に影響を受けている町内の主食用米等生産農業者に対し、支援金を交付します。

2. 交付対象者

町内に本社又は主たる事務所を有する法人又は集落営農組織及び町内に住所を有する個人農業者で、下記の①から③のいずれにも該当する者

- ① 令和5年度において主食用米等（加工用米、備蓄米、新規需要米含む）を11アール以上作付けしていること。
- ② 町に水稻生産実施計画書を提出していること。
- ③ 今後も水稻農業経営を継続する意思を有していること。

3. 支援金の額

・支援金の額は、農業者の交付対象生粳重量1kg当たり2円とします。

※ただし、乾燥調製等を自機で行っている方は8月分から10月分までの農事用電力使用料金を支援限度額とします。

Ⅱ. 申請に必要な書類

申請するにあたり、下記の書類を提出してください。

※①②③は、役場産業振興課（西棟2階22番窓口）で配付します。また、町ホームページからダウンロードすることができます。

- ① 津幡町水稻農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）交付申請書兼実績報告書
所定の様式に必要事項を記載したもの

② 誓約書

該当する項目に☑を入れてください。

代表者が必ず自署で記入してください。

③ 請求書

所定の様式に必要事項を記載したもの

④ 通帳の写し

・金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるページ（通帳を開いた1、2ページ目 又は 電子通帳の両面）の写し

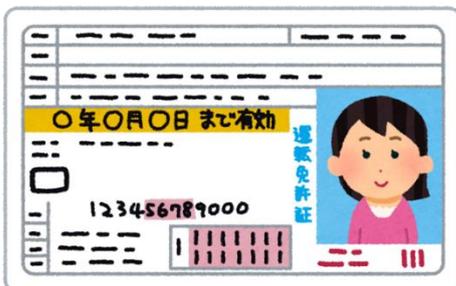
※振込先の口座は申請事業者ご本人の口座に限ります。法人又は集落営農組織の場合は、当該法人又は集落営農組織、代表者の口座に限ります。

⑤ 本人確認書類の写し

対象者本人の申請であることの確認のため、以下の書類を提出してください。

・法人の場合：登記事項証明書又は法人の代表者の運転免許証（両面）の写し

・個人の場合：運転免許証（両面）又はマイナンバーカードの写し（お持ちでない場合は、パスポートや健康保険証の写し等でもかまいません）



住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるようにしてください。

⑥ 5年産米穀検査票兼精算通知書等の写しまたは

8月分から10月分までの農事用電力使用料金のわかる書類の写し

ライスセンターを利用している方は令和5年産米穀検査票兼精算通知書等の写し、乾燥調製等を自機で行っている方は8月分から10月分までの農事用電力使用料金のわかる書類の写しを提出してください。

Ⅲ. 記載例

1. 申請書兼実績報告書

様式第1号（第6条関係）

（宛先）津幡町長

個人農業者の場合、「所在地」・
「農業者名」・「電話番号」欄の
み記入してください。

提出日を記入		年	月	日
所在地	津幡町字加賀爪ニ3番地			
農業者名	農事組合法人つばたファーム			
代表者役職	代表理事			
代表者氏名	津幡 一郎			
電話番号	076-288-6704			

津幡町水稻農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）交付申請書兼実績報告書

津幡町水稻農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）の交付を受けたいので、津幡町水稻農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	交付申請額	金	11,552	円
2	申請内容			
①	主食用米等作付合計面積（1a未満切捨て）		86	a
②	①から自家消費（飯米）相当分控除（①-10a）		76	a
③	交付対象生粳重量（②×760kg/10a）		5,776	kg
④	支援金額（③×2円）		11,552	円
⑤	支援限度額 （8月分から10月分までの農事用電力使用料金額） ※乾燥調製等を自機で行っている農業者のみ記入	8月分		円
		9月分		円
		10月分		円
		計		円
⑥	交付申請額（④と⑤いずれか金額が低い方）		11,552	円

3 添付書類

- ・誓約書
- ・本人確認書類（申請者が法人の場合は登記事項証明書又は法人の代表者の運転免許証等、個人の場合は運転免許証、マイナンバーカードその他公的機関発行の書類）の写し
- ・通帳の写し
- ・5年産米穀検査票兼精算通知書等の写し、または8月分から10月分までの農事用電力使用料金のわかる書類の写し

100 m² = 1a

ライセンスセンターを利用して
いる方は記入しないでくだ
さい。

2. 誓約書

誓 約 書

津幡町水稲農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）に関して、次のとおり誓約します。

（以下の該当する項目に を入れてください。）

- 令和5年度において主食用米等を11a以上作付けしています。
- 今後も水稲農業経営を継続する意思があります。
- 申請内容に偽りはありません。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。
- 津幡町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、津幡町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
- 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（石川県、税務当局、警察署、石川かほく農業協同組合、石川県農業共済組合等）に照会されることに同意します。

署名した日を記入

令和 年 月 日

（宛先）津幡町長

個人農業者の場合、「所在地」・
「農業者名」欄のみ自署で記
入してください。

所在地	津幡町字加賀爪ニ3番地
農業者名	農事組合法人つばたファーム
代表者役職	代表理事
代表者氏名	津幡 一郎

※所在地、農業者名、代表者役職氏名の欄は、必ず自署でお願いします。

代表者が自署で記入してください。

3. 請求書

様式第4号（第8条関係）

記入しないでください 年 月 日

（宛先）津幡町長

個人農業者の場合、「所在地」・「農業者名」欄のみ記入してください。

所在地	津幡町字加賀爪二3番地
農業者名	農事組合法人つばたファーム
代表者役職	代表理事
代表者氏名	津幡 一郎

津幡町水稻農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）請求書

津幡町水稻農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）として次の金額を津幡町水稻農業経営継続支援金（電気料金高騰対策）交付要綱第8条の規定に基づき請求します。

支援金請求額 金 11,552 円

口座情報は正確に記載してください。誤りがあると支援金の支払いができません。

振込先		
金融機関名	支店名等	預金種別
〇〇 銀行	△△ 支店	普通・当座
口座番号	口座名義（カナ）※申請者氏名と同一口座	
〇〇〇〇〇〇〇〇	ノウジクミアイハウジン ツバタファーム	

	（農業者名）	（役職）	（氏名）	
発行責任者	農事組合法人つばたファーム	代表理事	津幡 一郎	連絡先 076-288-6704
担当者	農事組合法人つばたファーム	経理	津幡 花子	連絡先 076-288-6704

「発行責任者」欄には代表者を、「担当者」欄には申請に関する事務をおこなっている方を、それぞれ記入してください。個人農業者もそれぞれ記入してください。代表の方が事務をおこなっている場合でも、必ず両方の欄を記入してください。※「同上」や「〃」等、省略して記入することはできません。

IV. その他

- (1) 申請の内容・証拠書類等の審査の際、不明な点が発生した場合は、記載された連絡先への連絡及び追加書類の提出を求めることがあります。
- (2) 審査が終了し、交付決定がされた際は、申請者あて「交付決定及び確定通知書」（不支給の場合「不交付決定通知書」）を発送します。
- (3) 提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、交付金の返還等を求める場合があります。
- (4) 申請書兼実績報告書及び誓約書、請求書は、役場産業振興課（西棟2階22番窓口）で配付します。また、町ホームページからダウンロードすることができます。

【申請先・問い合わせ先】

〒929-0393 河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地
津幡町産業建設部産業振興課農政係（西棟2階22番窓口）
TEL:076-288-6704 FAX:076-288-6470
E-mail:sangyou@town.tsubata.lg.jp